

大阪青山大学教育後援会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、大阪青山大学教育後援会（以下「本会」という。）と称し、その事務所を大阪青山大学（以下「本学」という。）内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 本会は、本学の教育の充実発展及び学生の福利厚生に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 本学の教育の充実発展にかかる環境整備
- (2) 学生の福利厚生を増進と教職員の教育活動支援
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員及び役員

(会員)

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 本学に在学する学生の父母等
- (2) 本会の役員経験者

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 1名

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、総会ならびに役員会を招集し、その議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合は、その職務を代行する。
- (3) 幹事は会務運営について審議し、執行する。
- (4) 会計は会計事務を担当し、会議の議事録を作成保管する。
- (5) 監事は会務及び会計を監査する。

(役員を選出)

第7条 役員は、次の方法によって選出するものとする。

- (1) 会長、会計及び監事は総会において選出する。
- (2) 副会長及び幹事は会長が指名する。

(役員構成)

第8条 役員構成は、大学の各学科の学生定員等を考慮することが望ましい。

(役員任期)

第9条 役員任期は、1年とし、再任を妨げない。また、子弟の卒業後も再任を可能とする。

第4章 役員会

(役員会)

第10条 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 会務及び事業計画・事業報告
- (2) 予算及び決算
- (3) 役員を選出
- (4) その他、必要な事項

(定足数)

第11条 役員会は、役員の現在数の3分の2以上の出席(委任状を含む)がなければ、議事を開き議決することができない。

(議決方法)

第12条 役員会の議事は、出席者の過半数(委任状を含む)をもって決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

第5章 総会

(総会)

第13条 総会は、原則として年1回開催し、会長は役員を選任、予算・決算及び会則の改正について総会の承認を得るものとする。

(定足数)

第14条 総会は、会員の3分の1以上の出席(委任状を含む)がなければ、議事を開き議決することができない。

(決議方法)

第15条 総会の議事は、出席者(委任状を含む)の過半数で決する。

第6章 経理

(経費の支弁)

第16条 本会の活動に要する費用は、会費、寄付金及びその他の収入によって支弁される。

(会費)

第17条 会費は入会の際、次の金額を全納するものとする。

子弟が大阪青山大学に在籍する場合 一口3万円

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附 則

- 1 この会則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 大阪青山短期大学後援会会則(昭和42年5月1日実施)及び大阪青山大学後援会会則(平成17年4月1日実施)は、廃止する。
- 3 この会則施行の際、廃止前の大阪青山短期大学後援会会則及び大阪青山大学後援会会則(以下「旧会則」という。)により、それぞれの会の会員であった者は、本会則の会員になったものとみなす。
- 4 この会則施行の際、旧会則により、それぞれの会の役員であった者は、本会則施行後に行われる総会の日までとする。この場合において、重複する役員の任務は、双方協議のうえで定める。
- 5 第4条第2号に規定する本会の役員経験者には、旧規程により役員であった者を含むものとする。

附 則

この会則は、令和3年7月25日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年6月4日から施行する